

社会教育判例研究 5

福岡市水泳教室幼児溺死事件
— スポーツ教室とスポーツ事故 —

三浦 嘉久*

A sport lesson for swimming learners at a municipal swimming pool
and sport accident
— A study of judicial precedents in sport and recreation 5 —

Yoshihisa MIURA*

Abstract

This article examines safety management on a sport lesson for swimming learners at a municipal swimming pool arranged and sponsored by sports administration authority.

X₂ (mother) and B (her second son, 5 years old) participated in “the Swimming Lesson for Mother and Childrens” at the municipal swimming pool which Y (Fukuoka City) arranged and sponsored in November of 1981.

On that occasion X₂ took A (her eldest daughter, 3 years old) and C (her eldest son, 8 years old) to the swimming pool with her. A and C were not participants in the lesson. When X₂ was having the swimming lesson, A was drowned in the pool.

Parents, X₁ (father) and X₂ held that the pool was defective and Y was liable in negligence for installing and supervising a defectively designed swimming pool.

The court, the court of first instance, passed judgement that the City was liable for the accident and the trial was concluded.

And the court admitted the mother's negligence against responsibility for guard on her child and offset 60% from the amount of compensation for damages which X₁ and X₂ had claimed for.

KEY WORDS: *safety management, swimming lesson, parents' duty to their child, negligence*

*鹿屋体育大学 National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, Kagoshima, Japan.

福岡市水泳教室幼児溺死事件

～スポーツ教室とスポーツ事故～

福岡地裁昭和59年8月9日民事二部判決(昭和57(ワ)701号損害賠償請求事件)(判例時報1149号135頁)

1 事実の概要

本件の死亡事故は市主催で行われた水泳教室「母と幼児コース」(以下「母と幼児の水泳教室」という)中に発生した。ただこの事故は、水泳教室に参加した母親ではなくこれに同行した幼児について水泳教室実施中のプールで発生したものであって通常のスポーツ事故とはやや異なるところがあるが、スポーツ事故の一つとして取り扱ってよいであろう¹⁾。

X₂(母親)はY(福岡市)が主催する昭和56年10月22日から福岡市立博多市民プールにおいて開講された「母と幼児の水泳教室」に二男B(5歳)とともに参加した。

本件プールは、市民の体育およびスポーツ等の振興を図り、地域の連帯意識の高揚に資するために昭和54年7月に設置された屋内プールであり、福岡市立地区体育施設の一つである。このプールは単に水泳等の施設を提供するためだけでなく、水泳等の指導および普及に関する事業を行うことなどもその目的として設置されているので、水泳を通じての体力づくりを目的とした泳げない母親と4、5歳の幼児1名を対象とする「母と幼児の水泳教室」などの水泳教室が開設されていた。プールは、縦が25メートル、横が16メートルで7コースに分けられ、そのうち1コースから6コースまでは一般用として水深が1.1メートルであり、7コースは幼児用として水深が0.7メートルである。一般用のコースは幼児用のコースとの間にコース内に鉄柵が設けられ幼児が侵入するのを防ぐ措置が講じてあった。

X₂は11月12日、参加者でない長女A(3歳8月)と長男C(8歳)を同伴して午後3時頃プールに赴いた。そこでX₂はBに講習を受けさせる一方で、暫くAを水に入れて遊んだりした後、A

に対しベンチ付近のプールサイドでおとなしくしているように言いつけてCにもAと一緒にいるよう命じたまま、みずからは幼児グループとは別個に母親グループの水泳指導を受けていた。

X₂は講習を受けながらも時々Aに手を振って合図をしたりなどしてAの存在を確認するなどしていたが、Aは4時30分過ぎころ母親用コースの水底に沈んでいるのが発見され、水泳教室講師が直ちに人工呼吸を施し市内の病院に運ばれ医師の手当を受けたがそのかきもなく8時50分死亡した。

Aの死因は溺死であった。Aは言いつけられた「プールサイド」から移動して母親用コースのプールサイドに至り、「その年齢や水泳能力から考えると、発見された場所付近のプール槽に誤って落ち込んだものであり、結局泳ぐことができず、監視員、講師及び受講者の母親等の誰の目にもふれることなく、溺れたもの」(本判決)と推認された。

X₁(父親)とX₂は、Yは本件プールを設置および管理し、かつ管理の一環として「母と幼児の水泳教室」を主催したものであり、本件事故は基本的な物的措置および人的監視体制、特別な監視体制をとっておらずプールの設置及び管理に瑕疵があったため発生したとして、国家賠償法(以下「国賠法」という)2条1項に基づき損害賠償を請求した。

これに対し福岡地裁は本件プールに物的設備の面での設置に瑕疵があるとはいえないとしつつ、「本件プールは営造物としての人的施設及び管理体制の両面において、その設置管理に瑕疵があった」としてYの責任を認めた。

ただ、X₂にもAを同伴させたことないしAを監視していなかったことに過失があるとしてX₁とX₂に6割の過失相殺をした。

2 判決の要旨

(1)市の責任

①物的設備の面

「本件プールは親子家族が一緒に楽しめることをも目的として設置されているものであり、一般に子供達は大人に同伴されているのが通常である

から、利用者としてもみずから危険回避の責任を負担すべきことが期待されているというべきである。」

「本件プールにおいては、幼児は必ず付添いの大人が水着を着用して同伴し、幼児から目を離してはならないと定められており、利用者に対しそのような指導のなされることが期待されているのであるから、適正な監視体制と右指導が十分に行われるならば、Xら主張の物的設備を設けないことから通常予想される危険の殆ど全部を未然に防止することが可能であり、この種の危険は、もともと現状以上の物的設備によって防止されることを予定されているものではない」。その他本件プールに物的設備の面で営造物として通常備えているべき安全性に欠けるものはないから、この面での設置には瑕疵はない。

②人的施設の面および管理体制の面

「本件プールが市民全体に対して解放（原文のまま。引用者註）されている福祉施設である以上、その利用者の中には、身体に故障のある者や水泳が未熟あるいは全く不能な者さえも存在することが容易に想像され、中でも特に幼児は転落等により水中に落ち込んで死亡する危険が常にあるのであるから、本件プールの設置管理者としては、単に利用心得や掲示板等で幼児に対する付添いや監視の必要性を指摘して利用者によるその遵守を呼び掛けただけでは足りず、その安全を確保するための監視体制を整え、その的確な運営を図らなければならない」。

そして少なくとも「幼児を対象とする水泳教室を実施している時間帯だけは、監視員を増員して監視態勢の強化を図り、管理の適正を期する必要がある」。

しかしYは水泳教室の受講者が入場する段階および入場後において執るべき対応を執らず、さらに監視にあたっては監視態勢の強化を図っておらず、本件プールは人的施設及び管理体制の両面において、その設置管理に瑕疵があった。

(2)母親の過失責任

「本件のように市民全体に対して開かれている福祉施設にあっては、利用者の安全確保は、まず

利用者側の方で配慮すべきが原則であり、利用者は、みずから監視することに困難を感じるような状況の存在が予想される場合には、監視を必要とする幼児等を本件プールに同伴することは厳に慎まなければならない」。Aを「同伴せざるを得ない場合には、Bだけを講習に参加させてみずからはAの監視に専念するなり、あるいはみずから講習に参加するのであれば他に適当な人にAの監視を依頼するなどの手段を講ずべきであ」るのにこれを怠った過失がある。

3 研 究

(1) 水泳教室の安全管理 ～プールの設置管理に関する瑕疵～

スポーツ教室とは、「スポーツをやりたくても、施設、グループ、指導者の関係で、なかなかやれない人たちに、施設、仲間、指導者、活動のプログラムなどを用意して、ある一定期間スポーツを経験させ、スポーツ活動への橋渡しをする教育的営み」²⁾をいう。市町村の社会体育行政は広く住民を対象に、本件の水泳教室のような各種のスポーツ教室等の諸事業を行って地域スポーツの発展を図っているが、その中でスポーツ教室は生涯スポーツの普及に大きな役割を果たしている。

このようなスポーツ教室に求められる安全管理とはどのようなものであろうか。本件では水泳教室が問題になっており、具体的にはまずプールという営造物の設置管理に瑕疵があったかどうかをめぐって問題となっている。これを例にして検討してみよう。

ところで国賠法2条1項の営造物の設置管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることである（最判昭和45.8.20民集24.9.128, 判例時報600.71）。そして瑕疵の有無は、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的、個別的に判断する（最判昭和53.7.4, 判例時報904.52）。

本事例で、Yの責任は本件プールが「営造物として通常備えているべき安全性に欠けるものがある」かどうかにかかっており、本判決では「設置管理の瑕疵」が二つの面から検討され結論として

市の責任が肯定されている。

一つは物的設備の面である。これについて本判決は「本件プールに物的設備の面で営造物としての通常備えているべき安全性に欠けるもの」はなく、この面での設置に瑕疵はないと述べている。もう一つは「人的施設及び管理体制」の面である。これについて本判決は「営造物としての人的施設及び管理体制の両面において、その設置管理に瑕疵があった」と述べている。そして結論として「本件事故は、右瑕疵によって発生した」と認定されているのである。

まず、物的設備の面であるが、本判決では現状の物的設備はこれで法的に欠陥はないと結論しており、プールのコース内に柵を設けることの他に、プールサイドに柵を設けることやプールの水際部分をより高くするというXらの主張を否定している。

本件プールは「親子家族が一緒に楽しめることをも目的として設置され」たプールとされている。プールは、縦が25メートル、横が16メートルで7コースに分けられ、そのうち1コースから6コースまでは一般用として水深が1.1メートルであり、7コースは幼児用として水深が0.7メートルである。一般用のコースは幼児用のコースとの間にコース内に鉄柵が設けて仕切っており幼児が侵入するのを防ぐ措置が講じてあったが、他に両コースを仕切るものはないというものであった。本判決を読む限りこの他に「親子家族が一緒に楽しめること」にふさわしく工夫した設備がプールに見当たらないのは遺憾であるが、判決の結論はやむえないように思われる。

次に、「人的施設及び管理体制」の面について検討しよう。

本件プールは物的設備の面では安全性に欠けるところはないが、設置管理者の運営如何によっては事故発生の危険の可能性があらかじめ予見されるプールであったと本判決では認定されている。すなわち「もし全く泳ぐことのできない幼児などみずから危険を回避する能力の乏しい者が一般用コースに接近した場合には、転落等の事故の発生することが当然予想される。」ものであり、「特に

本件水泳教室のように泳げない母親と幼児とを対象として水泳を実施する場合には」「事故発生の危険を更に増大させることが十分考えられる」状況にあった。

これに対して一方、プールの管理体制はどうであったか。

判決によれば本件事故当時、本件プールには、Yの職員である管理事務所長、職員2名、市の特別職である嘱託指導員3名、およびプールの管理の一部の委託を受けている民間管理会社の社員11名が勤務していた。所長以外の職員2名は本件プールの一般管理事務のほか嘱託指導員の補助を、嘱託指導員3名はプールの監視、をそれぞれ担当していた。

問題のプールの監視については、嘱託指導員3名が予め定められた勤務割に従って1名が30分又は1時間毎にこれを行うよう監視業務の態勢を組み、水泳教室の実施の有無に全く関わりなく、機械的にこれによって監視を行っていた。

本判決はこれに対して「普段の比較的用户の少ない時間帯であればこの態勢でも十分であると思われるが、水泳教室母と幼児コースの実施時間中は、全く泳げないといってよい幼児が20名以上（本件事故当日の11月12日まで、その後10数名に減っている）も母親と参加し、さらに一般利用者の同伴する幼児や受講者以外の幼児等の存在をも考慮に入れるならば、水泳の指導に専念している4名の講師に遊泳者全員に対する監視の役割を担わせることには無理があるから、結局嘱託指導員1名の監視員のみでは監視の目が行き届かないおそれがあった」と指摘している。

そして「判決の要旨」で紹介したように「幼児を対象とする水泳教室を実施している時間帯だけは、監視員を増員して監視態勢の強化を図り、管理の適正を期する必要がある」と結論するのである。

これは極めて妥当な結論である。

他方、水泳教室のいわば運営について本判決は三つに分けて論じている。

第一に、受講者がプール受付で受講者証を提示して入場する段階。ここでは「定められたとおり受講者の幼児一名だけを同行して参加しているか

否かの確認を徹底」することなどが論じられている。すなわち、もし受講者以外の幼児等をも同伴していた場合には「入場を拒否するか、入場を認めても教室への参加を拒否して見学を勧めるか、あるいは同伴した複数の幼児等への監視を怠らないよう母親に十分注意を与えたうえで一般の利用者として入場を認めるか、いずれにしても、漫然と教室への参加を認めることによって、母親から受講者以外の幼児に対してなされるべき監視の機会を奪ってしまう結果となるような措置を執ることは厳に慎むべきである。」。第二に、入場後で水泳教室を始める前の段階。ここでは講師に「受講者以外の幼児が同伴されていないかどうかを確認」させることなどが論じられている。すなわち、「同伴されていた場合には教室への参加を拒否するなど前述と同様の対応を執るべきである。」と判示されている。第三に、監視の段階。ここでは嘱託指導員にプールサイドの隅々にわたるまで監視の目を向けさせることなどが論じられている。すなわち、「特に幼児等が一般用コースに近づくことのないよう注意を厳にさせることは勿論、少なくとも、本件のように幼児を対象とする水泳教室が実施されている場合には、他の嘱託指導員に応援を命じるなどして監視態勢の強化を図り、もって、事故の発生を未然に防止すべきであった」と判示されている。これら三段階における裁判所の論旨はいずれも妥当なものである。

以上のように判決で「本件プールは人的施設及び管理体制の両面において、その設置管理に瑕疵があった」とする結論は極めて説得力に富んでおり、これに基づき社会体育行政の責任を認めたことは高く評価できる。

(2) 母親の責任

本判決は母親にも子どもの安全管理に過失があったとしており、これについて考察したい。

一般論としては市民は権利の主体でありかつ責任の主体でもある。従って判示のように「本件のように市民全体に対して開かれている福祉施設にあっては、利用者の安全確保は、まず利用者の方で配慮すべきが原則」であり、自己責任の原則が認められなければならない。

利用者が子どもを持つ親の場合はどうか。

親はその幼児の監護義務者であり、監護義務者は例えば、「その幼児の「遊び場」について、いわゆる安全確保のため、危険物件の有無につき、まず充分の調査をなすべき義務がある」（下記の判例④）し、また、「利用者は、みずから監視することに困難を感じるような状況が予想される場合には、監視を必要とする幼児等を本件プールに同伴することは厳に謹まなければならない。」（本判決）ということも正当であろう。というのも民法に「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」（820条）とあり、親の監護及び教育の権利義務は「子を保護するための手段」³⁾であり、「親にとってこれは社会から付託された義務」⁴⁾であるからである。利用者が子どもを連れてスポーツに参加する親の場合はこの義務がよく弁えられなければならない。親の場合は自己責任の原則は自分の行為に対してだけでなくその保護する子どもの行為に対しても及ぶのである。

親が自分のスポーツ活動に没頭し、同伴した子どもの安全管理を怠り子どもの災害を招いている事例が近時、しばしば話題になる。このような事例で親が「もしその義務の精神を無視して親たるの責任を忘れ、自己の利益のためのみに親権を行おうとするならば、それは親権の濫用であって法律の保護を受くべき理由は毫もない。」⁵⁾

しかし、本件の場合に自己責任の原則を直截に適用することにはいくぶん問題が残る。というのは一般的にいても、「およそプールはその利用者の身体上の故障、水泳の未熟或いは水泳不能者の転落等が原因となって、水死する危険が伴うものであるから、この点市民プールが住民に対する福祉施設であるからとて、利用者が自らの判断と責任で事故の発生しないよう注意義務を尽くしてくれることに任し、或いは、年少者単独の利用が許されない旨のPRを前提に、年少者には保護者が同行し、かつ、保護者が年少者の監督義務を遵守してくれることに期待するだけではすまされず、プールの設置管理者としてもその利用者の安全を確保するための監視体制を整え、適確な管理

方法を講じなければならない」(下記判例①, 傍線は引用者)からである。

本件の場合、母親は果たして判示のように「安易に」Aを同伴したかどうか、親戚知人に預けることができたかどうか、監視を依頼することのできる適当な人が他にいたかどうか、みずからは監視に専念することができるかどうか、疑問はつきないからである。

思うに今日、核家族化、女性の就労、地域の教育力の低下および地域社会における子ども集団の消滅などが進む中では子どもの健全な発達に対する責任は親はもちろんのこととして、社会(の公共団体をはじめとする各関係団体)ももっと積極的に引き受けなければならない。まず、これまでは「親権・親義務の美名の下に、実は子が社会から忘れられていた」⁶⁾という指摘はおよそ至言である。次に「子育ては家庭において、両親、ことに母親が責任をとるのが原則だとする保育観」が保育行政では以前からあった⁷⁾という。近年、この原則を修正するかのように政府は「健やかに子供を生み育てる環境づくり」を児童対策として打ち出している。

生涯スポーツ時代の社会体育行政は、スポーツ関係の諸団体についても同様であるが、従前の古い「保育観」から脱皮して、「母と幼児の水泳教室」を開く以上母親は対象となる「幼児」以外の子どもも同伴してくることを当然考慮し、このような親子同伴の場合には社会体育行政も子育てを支援するという姿勢で適切な対応を行わなければならない。これに関して顧りみれば実は、すでに早くから、スポーツ教室のプログラムにおいても「婦人を対象とする教室の場合は幼児のキーバの確保と幼児の遊び場を設けておくこと。」⁸⁾という社会体育行政に対する提言があり、「社会体育行政と保育」という問題は唐突に発生した問題ではなかったのである。

現代はスポーツ活動が人権とされる時代である。X₂は自己責任の主体であるが、人権の主体でもある。社会体育行政は一つには女性のスポーツ活動への参加を保障するために、もう一つは子どもの健全な発達を考えて特にスポーツ施設を管

理運営する側では子どもの受け入れ体制や監視体制も同時に整備しなければならない。さもなければ子どもを持つ女性が容易にかつ安心してスポーツ活動に参加することはできないであろう⁹⁾。

スポーツ参加において自己責任の原則は具体的事情を場とするスポーツ参加者の姿勢・行動を見て貫徹さるべきであり、行為者に不能な責任を強いてはならないのである。

本事案では一方に、「受講者のBと二人だけで参加するときは、Aが家に一人残されることから、やむを得ずAを同伴することにした。」¹⁰⁾であり、X₂は「そのことについて本件プールの職員等から何の注意も受けず、また他の母親数人が同じように受講者以外の幼児を同伴しているのを見たところから、毎回Aを同伴して教室に参加した。」という事情がある。

しかし、とはいうものの本事案において判示いう「本件プールの利用者は、みずから同伴した幼児等の水難に対しては、その危険を回避すべき責任をまず自ら負担すべきであるということ」をこの場合に全く否定するほどの決定的な事情があるというのではない。

ある幼稚園のプール事故で裁判所は「3, 4才児で泳げない園児の場合、たとえ水に慣れ、ビート板につかまって泳いでいたとしても、不意にビート板から手が離れる等不測の事態が発生すると、その殆んどが、直ちに立ちあがることを考える余裕などなく、驚がくの余り慌てふためき、ただ恐怖に駆られて水中にもがき、通常考えられる合理的行動に出ることを期待することは到底できず、このため生命の危険率が極めて高い」¹⁰⁾と判示しているが、同じ年齢のAをもつX₂はこのような子どもの心理や行動を理解していたのだろうか。また、本件「水泳教室」では「母親自身も水泳の指導を受けなければならない関係から、この間自分では受講者ではない子に対する監視ができなくなり、そのような状態では幼児に本件プールを利用させることが許されないことを十分知っていたながら、(中略)Aを右の危険な状態が予想される水泳教室に同伴した」(本判決)こと、および市民全体に開かれているスポーツ施設では

「利用者の安全確保は、まず利用者側の方で配慮すべきが原則」（本判決）であることを正しく認識せず「プール内に配置された監視員による監視態勢」（本判決）に全面的に依存して自らの監視義務を怠り、子どもに対する親の監護義務を尽くすことができなかつた母親の責任は免れまい。

(3) 過失相殺

本判決は本件事故はYの「営造物としての人的施設及び管理体制の両面における設置管理上の瑕疵とXの過失との競合によって発生したもの」とし、その過失割合はY 4割、X 6割と認定した。

「幼児とその両親は、身分上ないし生活関係上、いわゆる一体をなすものと解されるから、被害者（幼児）の両親（看護義務者）に過失がある場合には、これを被害者の過失として、いわゆる過失相殺をなすのが相当であること異論はない。」（下記の判例④）。

本件事故はプールの「瑕疵」と親の過失との競合から発生したということはそのとおりである。社会体育行政、または母親のいずれかに一方的に責任を押しつけることは正しくあるまい。もし本事案で社会体育行政ではなく母親に責任が全てであるとしたりどうなるであろうか。生涯スポーツを普及推進すべき社会体育行政がみんなが安心して参加できるような充実した受け入れ体制を整備しておらず、事故の責任は「自分持ち」ということで片づけられてはスポーツ教室に参加する者は激減するのではないだろうか。

そして本判決で責任は親の側により大きかったということである。すなわち親の子どもに対する監護義務違反を社会体育行政の責任よりも重くみたものといえよう。これについても本事案では異論はないと思われる。

また、過失相殺6割ということであるが、古い保育観に立てば7割、8割という異論も出てこよう。しかし生涯スポーツ時代における社会体育行政の役割や女性のスポーツ参加の保障を考慮すれば本判決の6割ということもおおよそ肯定できであろう。

4 結 び

本判決はこれまでみたくたように妥当であるといえる。ここで浮かび上がってくる大きな課題がある。それは社会体育施設の「人的施設及び管理体制」の問題である。

鹿屋体育大学の学生はその専攻する分野からしてプール監視に関わる機会が多いのであるが、その報告によれば問題と思われる事例が実に多くある。監視を水着でなく普通の服でやらせている例、小学校のプール開放で監視を中学生にやらせ、その中学生が監視中に本を読んだり遊んだりたまには眠っている例などプール監視が大変な仕事であるという認識が当局者にはないのではないかとと思われる例もある。

判例にあらわれた事例として次のようなものがある（下記の判例②）。「本件プールの監視体制について判断するに、（略）本件事故当時本件プールの監視員はアルバイト学生1名であり、監視の方法については責任者からの特段の指示はなく監視員に一任されていたものであるうえ、もともと夏の炎天下に本件プールを一人で終日緊張した監視を維持継続することは至難なことであって、疲労による注意力の減退は避け難いというべきである。前記利用資格が限定されていることを考慮に入れても、前記認定の規模、利用者数のある本件プール利用の安全を確保するためには、少なくとも監視員を2名ないし3名配置し、常時プール利用者を監視して事故の発生を遅滞なく発見し救助しうる体制を整えておく必要があったというべきである。してみると、一般的に監視員を常時一名配置したのみで他に安全確保のための手段、方法を講じていない本件プールは営造物として人的施設の面でその設置又は管理に瑕疵があったというほかはない。」

近年水泳のための施設はハード面においては施設カ所数など次第に充実してきているが、ソフト面においては監視員などの要員、監視態勢をはじめまだ十分充実してきているとはいえないようである。従ってこのようなソフトの面における今後の早急な改善、充実が必要である。この中で生涯

スポーツ時代の今日、あらゆる市民の、スポーツ活動の安全を確保するための監視体制を整えその的確な運営を図ることは、社会体育行政の出発点であるといわなければならない¹¹⁾。

思うに「各自治体では本件のような水泳教室を開催している例が多いようであるが、本判決を契機に、その指導監督体制の再検討が望まれるところである。」¹²⁾とは至言である。

なお、本判決に対して福岡市は控訴せず、本判決は確定している。注目されることは、本判決後福岡市は水泳教室に対する安全管理を大きく改善したことであり¹³⁾、本件のような禍を契機に住民の福祉へ発展させた福岡市の当局の建設的な姿勢は社会体育行政のよき先例になったといえよう。

本件に関連する判例は多い。プール事故について瑕疵の有無が問題になった例として、さしあたり、①広島地判昭和52. 12. 22, 判時889. 76。肯定、監視体制不十分、過失相殺6割、②大阪高判昭和49. 11. 28, 判時773. 97。肯定、監視体制不十分、過失相殺6割、③福岡高判昭和50. 12. 25、体育スポーツ総覧・判例1、247・26。肯定、監視体制不十分、過失相殺7割、④神戸地尼崎支判昭和48. 7. 30、判時737. 76。幼児のプール水死事故につき学校にプール設置の瑕疵を肯定、過失相殺7割5分などを挙げておく。

また、本判決の判例研究としては、森部英生「社会教育裁判例の検討第7回母子水泳教室開講中幼児溺死事件」『社会教育』1991年8月号、74-77頁がある。

註

- 1) 「スポーツ事故の意味」については参照、拙稿「社会体育判例研究の意義と方法」『日本社会教育学会紀要』No. 29, 1993, 95頁。
- 2) 日本生涯教育学会編『生涯学習事典』1990, 東京書籍, 244頁。
- 3) 末廣巖太郎著戒能通孝改訂『民法講話・上巻』1984, 岩波書店, 284頁。
- 4) 前掲。
- 5) 末廣, 前掲書, 285頁。
- 6) 末廣, 前掲書, 287頁。
- 7) 日本婦人団体連合会編『婦人白書1992』1992, ほるぷ

出版, 196頁。

- 8) スポーツ教室研究会編『スポーツ教室のプログラム①』1976, 第一法規, 22頁。
- 9) 近時, あるローカル紙にこの問題に関連する興味深い二つの記事が時を隔てて掲載されて興味深い。

まず、「アリーナに「託児所」できないか」と題するもので、ある男性の記者の署名入りの次の記事である。

鹿児島「アリーナを管理する鹿児島市民スポーツ課によると、昨年10月のオープン以来、利用者の登録数は6,500人。水害に直撃され、2カ月間使えなかったのを打ち消す盛況ぶり、同課も『予想を上回る人気』という。うち約58%の3,800人を女性で占める。

こんな話を聞いた。アリーナ側は講習日を決めるとき、市民に『子供は預かれない』旨伝えるというが、都合がつかず連れて来るしかない人もいる。アリーナ前の児童公園で幼児を遊ばせてトレーニングする母親もいるという。

これだけの人気施設。子供を預かる場所があれば、育児に忙しい母親も気軽に汗を流せるだろう。利用する市民同士が都合のいい時間帯を申し出て、ボランティアによる『託児所のようなもの』でも組織できないか。利用者側が考えてもいいような気がする。」(南日本新聞, 東奔西走欄, 1993年12月15日)。

次いで、この後日、投書欄に次のような「『アリーナに託児所を』」に同感」という投書が掲載された。

「先日の東奔西走欄の『アリーナに託児所を』を読み、思わずペンをとりました。私自身もうすぐ3歳になる子供がいます。出産前は運動が大好きでよく汗を流していました。しかし出産後は毎日育児に追われ、運動どころではなくなりました。特に、子供が1歳になるぐらいまでは初めての育児で心身ともにすっかり疲れはてたことを覚えています。

そんな時、ほんの少しの時間でも汗を流し運動もできれば、心も体もリフレッシュできるのと思います。私はアリーナの近くに住んでいるので、常々トレーニング室を利用したいと思っていますが、やはり子供を預けられないので、まだ一度も利用したことがありません。

都会では託児所付きのデパートや映画館、コンサートがあるそうです。乳幼児を持つ母親は、デパートなどでトイレにさえゆっくり入れない状況です。もっと何とかならないかと思っている人はたくさんいると思います。

最後に東奔西走を書かれた男性記者の方が私たち子

供をもつ母親と同じ目で、社会を見ていただけたことが大変嬉しく思いました。」(南日本新聞、93年12月25日付け)

このような男性、女性の声を社会体育行政が組織化して若い母親が気軽に、安心してスポーツ活動に参加できる体制を整備することを期待するのは無理であろうか。

- 10) 「私立幼稚園プール溺死事件」(大阪地判昭和62年3月9日、体育スポーツ総覧・判例1、247・198)
- 11) たとえば、「水泳の管理においては、安全ということ

がすべてに優先する。まず事故の予防を第一とし、つぎにおこり得る最悪の事態を想定して総合的な対策を立てる。」といわれている(日本水泳連盟編『水泳指導読本』1975、大修館書店、89頁)。しかしこのことは水泳に限らずあらゆるスポーツについていわなければならないことであろう。

- 12) 『判例時報』1149号、136頁。
- 13) これについての詳細は、厨 義弘他編著『地域スポーツの創造と展開』1990、大修館書店、231頁を参照されたい。